

令和2年4月17日

各県立学校長様

(字)

高知県教育長

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について（通知）

この度、政府は新型コロナウイルスの感染拡大を受け、東京都など7都府県を対象に発令していた緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に広げることを宣言しました。

このことを受け、高知県知事から新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規程に基づき、県立学校の全面休業の要請があり、すべての県立学校を、5月6日（水）の期間、臨時休業とします。

特別支援学校については、引き続き、保護者が仕事を休めない場合等、やむを得ない事情がある児童生徒等については、学校での新型コロナウイルス感染症に対するリスクもご理解いただいたうえで、各学校で受け入れる方向で対応してください。

なお、今後の状況によっては、臨時休業の期間を変更することがありますので、ご留意ください。

記

1 臨時休業期間・対象校

(1) 4月17日現在、休業となっていない県立高等学校（全課程）、県立中学校

・臨時休業期間 令和2年4月21日（火）～5月6日（水）

※ 臨時休業期間に関わらず、準備ができ次第休業することとする。

※ 通信制の添削指導については、可能な範囲で引き続き行うものとする。

(2) 4月17日現在、休業となっている県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校

・臨時休業期間 休業期間を5月6日（水）まで延長

2 臨時休業期間中の登校日の設定等

- ① 臨時休業期間中の生徒の学習状況の確認や健康指導等を適切に行う観点から、登校日を設定することも可能とします。その場合は、例えば、生徒を学年に分けるなど分散し登校させ、人が密集しない環境を確保する等、感染拡大防止の措置をお願いします。
- ② 学校の寄宿舎については、登校日等の設定もあることから、感染防止対策を講じたうえで、生徒が利用できるよう学校の寄宿舎は閉鎖しないこととします。
- ③ 今後、感染者の確認状況によっては、登校日の設定を取りやめる場合もあります。

3 臨時休業対象校の児童生徒への対応

① 臨時休業中の児童生徒は自宅学習期間とします。

なお、やむを得ない事情で生徒を登校日以外に登校させる場合は、必ず個別対応とし短時間で実施してください。

② 臨時休業の準備期間を活用して、今後の感染拡大を終息させるため、また何より子どもたちの健康・安全を第一に考え、併せて高校生という若い世代がウイルス感染に関して家族や社会に与える影響等も含めて臨時休業を行うことの意義を伝え、休業期間中の生活行動などについての指導をお願いします。また、感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別、いじめなどにつながる行為等がないよう、重ねて指導をお願いします。

4 生徒の部活動等について

生徒の部活動や正課外の学習活動は、4月17日（金）から5月6日（水）まで禁止することとします。

【担当】高知県教育委員会事務局

高等学校課 山中、岩河 (088-821-4907)

特別支援教育課 濱口、吉井 (088-821-4741)

保健体育課 北村、廣田、池知 (088-821-4928)